時間帯別Ｂ契約選択約款

令和　８年　１１月　１日実施

加 治 木 瓦 斯 株 式 会 社

目　　次

１．目的　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　３

２．この選択約款の変更　－－－－－－－－－－－－－－－－　３

３．用語の定義　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　３

４．適用条件　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　４

５．契約の締結　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　４

６．使用量の算定　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　４

７．料　　金　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５

８．単位料金の調整　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５

９．需給契約の補償料　－－－－－－－－－－－－－－－－－－　６

10．名義の変更　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　８

11．契約の変更または解消　－－－－－－－－－－－－－－－－　８

12．契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料
　　および消費税等相当額または契約昼間使用量超過補償料
　　および消費税等相当額の精算　－－－－－－－－－－－－－　８

13．契約の解消に伴う契約中途解消補償料　－－－－－－－－－　８

14．本支管工事費の精算　－－－－－－－－－－－－－－－－－　９

15．緊急調整時の措置　－－－－－－－－－－－－－－－－－－　９

16．その他　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１０

（別表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法　－－－－－－－－－　１１

２．料金表１　時間帯別Ｂ契約第一種　－－－－－－－－－－－　１１

２．料金表２　時間帯別Ｂ契約第二種　－－－－－－－－－－－　１２

１．目　的

この選択約款は、３（９）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心に使用者の負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

２．この選択約款の変更

（１）当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）お客さまは，（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は，この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

（１）「契約最大使用量」とは、契約で定める１年間を通じて１時間あたりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切捨て）

（２）「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

（３）「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

（４）「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの１年間において引取らなければならない量をいいます。

（５）「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。

（６）「最大需要期」とは、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から３月分（２月検針日の翌日から３月使用検針日まで）までの３か月間をいいます。

（７）「最大需要期」とは最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。

（８）「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の１か月あたり平均実績使用量}}{\text{最大需要期の１ヶ月あたり平均実績使用量}} \times 100$$

（９）「昼間」とは午前７時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前７時までをいいます。

（１０）「契約昼間使用量」とは、最大需要期における１か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。

（１１）「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。

（１２）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１３）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

（１４）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
なお、この選択約款においては１０％といたします。

４．適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

（１） 契約最大使用量が次のとおりであること。

区　　分	契約最大使用量
46.04655ＭＪ（11,000キロカロリー）地区	５立方メートル以上

（２） 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。

（３） 契約月平均使用量が次のとおりであること。

区　　分	契約最大使用量
46.04655ＭＪ（11,000キロカロリー）地区	８１９立方メートル以上

（４） 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。

（５） 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

（６） 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

５．契約の締結

（１） お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別Ｂ契約第一種を当社と契約していただきます。

（２） お客さまは、新たに選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき機器の規模、同一業種の操業度、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

① 契約最大使用量
② 契約昼間使用量
③ 契約夜間使用量
④ 契約年間使用量
⑤ 契約年間引取量
⑥ 契約月平均使用量

⑦　契約月別使用量

（３）　契約期間は原則として１年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに１年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降当該月ないに解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費は使用者負担とします。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社と使用者の協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

７．料　金

（１）　当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（２）　当社は、時間帯別Ｂ契約第一種には別表の料金表１を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

（３）　使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は（２）にもとづく１か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（２）の従量料金に準じて算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）　当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（４）のとおりといたします。

①　　46.04655ＭＪ（11,000キロカロリー）地区

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋０．０８５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金－０．０８５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記①の算式によって求められた計算結果の小数点第５位以下の端数は、切り捨て。

（２）　（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

９３，３４０円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表１（４）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位とします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格＝　トン当たりＬＮＧ平均価格　×０．９３５２
＋トン当たりＬＮＧ平均価格　×０．０７０２

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　定）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料（消費税等相当額を含みます。）を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(１)、(２)および(５)が重複して生じた場合には、いずれか高いもの（消費税等相当額含みます。）を申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１）　最大使用量倍率未達補償料

使用者の年間の実績使用量が、契約最大使用量の 600倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

最大使用量倍率未達補償料 ＝ （契約最大使用量の600倍に相当する年間使用量 － 実績年間使用量） × 契約種別のガス需要契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額×３

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切

捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（２） 年間負荷率未達補償料

使用者の実績年間負荷率［(年間の１か月あたり平均実績使用量／最大需要期の１か月あたり平均実績使用量)×100 をいいます（少数点以下切捨て）。］が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\left[\text{負荷率75パーセントに相当する年間使用量}\right] - \left[\text{実績年間使用量}\right]\right) \times \left[\begin{array}{l}\text{契約種別のガス需要契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額}\times 3\end{array}\right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点）をこえない範囲で算定するものといたします。

（備　考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の１か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といたします。

（３） 契約年間引取量未達補償料

当社は、使用者の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left(\left[\text{契約年間引取量}\right] - \left[\text{実績年間使用量}\right]\right) \times \left[\begin{array}{l}\text{契約種別のガス需要契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額}\times 3\end{array}\right]$$

（４） 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の１時間あたりの使用量が契約最大使用量の 105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left(\left[\text{最大の1時間あたりの使用量}\right] - \left[\text{契約最大使用量}\times 1.05\right]\right) \times \left[\text{契約種別の流量基本料金相当単価}\times 1.1\right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差

額を契約最大使用量超過補償料といたします。

（５）契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約昼間使用量超過補償料} = \left(\left[\text{その月の昼間使用量} \right] - \left[\text{契約昼間使用量} \times 1.05 \right] \right) \times \left[\text{契約種別の昼間基本料金相当単価} \times 1.1 \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料といたします。

10. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解消

（１） 使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくは２（２）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

（２） 当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合及び９の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料および消費税等相当額または契約昼間使用量超過補償料および消費税等相当額の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料および消費税等相当額を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、11（１）の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11（２）の規定による契約の解消であって使用者の契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料および消費税等相当額または契約昼間使用量超過補償料および消費税等相当額の精算は行いません。

13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるものであって使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。なお、補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１） 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\text{解消日の翌月から契約終了月までの残存月数}\right] \times \left[\text{契約種別の基本料金相当額}\right]$$

（２） 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left[\text{前契約の1か月あたりの基本料金}\right] - \left[\text{新契約の1か月あたりの基本料金}\right]\right) \times \left[\text{解消日の翌月から前契約終了月までの残存月数}\right]$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後１年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる当社負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表１の料金表２の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、９の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

（１） $$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

（２） $$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

（3）昼間基本料金割引額 ＝ 昼間基本料金単価 × 契約昼間使用量 × 調整時間 / 当該月の時間数 × １時間あたりの平均調整量 / 契約昼間使用量

（4）夜間基本料金割引額 ＝ 夜間基本料金単価 × 契約夜間使用量 × 調整時間 / 当該月の時間数 × １時間あたりの平均調整量 / 契約夜間使用量

16. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．実施の期日：令和８年　１１月　１日から実施いたします。

２．ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

（別 表） １．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１） 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２） 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。

① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたます。
流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とします。
基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。
昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。

（３） 従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（４） 調整料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から当年３月までの平均原料価格に基づき算した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（５） 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（１＋消費税率）

２．料金表１ 時間帯別Ｂ契約第一種（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金（甲）

① 定額基本料金

定額基本料金は、次のとおりといたします。

区　　分	料　　金
46.04655ＭＪ （11,000キロカロリー）地区	３３０，３４１．０００００円

② 流量基本料金

区　　分	流量基本料金単価
１立方メートルにつき	２３０．７０６６円

（２）基本料金（乙）

① 昼間基本料金

区　　分	昼間基本料金単価
１立方メートルにつき	１５．０４４３円

② 夜間基本料金

区　　分	夜間基本料金単価
１立方メートルにつき	７．９６１８円

（３）基準単位料金

区　　分	従量料金単価
１立方メートルにつき	６８．８２３２円

（４）調整単位料金

（３）の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．料金表２ 時間帯別Ｂ契約第二種（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金（甲）

① 定額基本料金

定額基本料金は、次のとおりといたします。

区　　分	料　　金
46.04655ＭＪ （11,000キロカロリー）地区	４１，０４１．００００円

② 流量基本料金

区　　分	流量基本料金単価
１立方メートルにつき	２３０．７０６６円

（２）基本料金（乙）

① 昼間基本料金

区　　分	昼間基本料金単価
１立方メートルにつき	１５．０４４３円

② 夜間基本料金

区　　分	夜間基本料金単価
１立方メートルにつき	７．９６１８円

（３）基準単位料金

区　　分	従量料金単価
１立方メートルにつき	７７．３０９３円

（４）調整単位料金

（３）の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。